



給付奨学生採用候補者に係る 進学前の自宅外通学証明書類の提出について

給付奨学生採用候補者のしおり 11 頁に記載のとおり、令和6年度入学の「給付奨学生採用候補者」で、自宅外通学の給付月額を支給を希望する方は、進学届提出前の指定の期間内に、「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、入学後、進学届で「自宅外通学」を選択、日本学生支援機構での書類審査が不備なく終了した場合、初回振込より自宅外月額を支給することになりました。

提出書類に不備があった場合は無効となります。その場合は入学後に別途お知らせしますので、進学後に自宅外通学の審査を改めて受けてください。

対象者

令和6年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、**3月15日(金)**までに自宅外通学のための賃貸契約等が済み、下記書類を提出できる方。

提出書類

①「[給付様式 35]通学形態変更届（自宅外通学）」

下記 URL からダウンロード

<http://www.chiba-u.jp/students/files/pdf/35jitakugai.pdf>

<http://www.chiba-u.jp/students/files/pdf/kinyuurei35jitakugai.pdf>（記入例）

②自宅外証明書（※）

※2024年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類（例）：本人氏名の記載がある「賃貸借契約書」等（コピー）。

※アパートの重要事項説明書等では受け付けできません。

※薫風寮生は提出不要です。

※給付様式 35 裏面の「自宅外通学要件確認チャート」に基づき提出書類を用意してください。

提出期限

3月15日(金) 郵送（必着）または窓口で提出

提出先・問い合わせ先

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

TEL:043-290-2175 E-mail: gakushi-shougaku@chiba-u.jp

※郵送の場合、レターパックライトを使用し、品名に『自宅外通学申請書類在中』と朱書きしてください。

※窓口へ持参する場合、窓口の開室時間は平日9時～17時。土日祝日は閉室。

注意事項

- 提出期間内に書類が調えられない方や、千葉大学へ進学するか未確定の方は、本手続きではなく従来どおり進学届提出後（入学後）に手続きをしてください。その場合、当初振込みは自宅月額を支給となりますが、審査終了後（最短で7月）、4月に遡及して差額分が支給されます。提出期限及び提出方法は、初回振込後の奨学生証郵送時に周知いたします。
- 一般選抜合格者（後期日程）は、進学前の自宅外通学の審査は対象外ですので、進学後に自宅外通学の申請を行ってください。
- 初回交付月は、進学届提出時期によって異なりますのでご注意ください。
- 申請書類提出後に各種変更等（通学形態変更、氏名変更、住所変更等）があった場合は、至急問い合わせ先までお知らせください。